

令和5年第2回定例会

## 文教経済常任委員会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年7月11日（火曜日）午前11時3分～午前11時45分

2 開催場所 第1・第2委員会室

### 3 審査案件

(1) 議案第90号 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 請願第4号 市内の小・中学校のトイレへの生理用品配備を求める請願

### 4 報告事項

(1) 農業振興センター施設開放デーの開催について

#### 【挙手による報告】

(1) 事故の報告について

#### ○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	奈良岡 隆
委員	小熊 ひと美	委員	小倉 尚裕

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤 裕司	経済部次長	船橋 正明
市民部長	佐藤 秀彦	農林水産部次長	中村 敦
経済部長	横内 信満	教育委員会事務局教育次長	武井 秀雄
農林水産部長	大久保 文人	経済政策課長	小山内 政広
教育委員会事務局教育部長	小野 正貴	農業政策課長	坂本 康人
農業委員会事務局長	小笠原 訓史	教育委員会事務局総務課長	金澤 敦
市民部次長	木村 久美子	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○**工藤健委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ちまして、私から申し上げます。

6月29日付人事異動におきまして、横内信満経済部理事が経済部長となりましたので、御紹介いたします。

○**横内信満経済部長** 横内でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○**工藤健委員長** それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

この際、私から申し上げます。

委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いします。

また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願ひいたします。

では、初めに、議案第90号「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 議案第90号「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 改正理由」についてであります。

本市では、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づきまして、県知事の承認を受けて地域経済牽引事業の施設等を設置する事業者につきまして、青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例により、3か年度、固定資産税を免除する措置を講じております。また、地方公共団体が課税免除を行った場合には、地方交付税による減収補填措置が行われておりまして、対象となる施設の設置期間は、同法第26条の地方公共団体等を定める省令において定められておりますが、今般、令和5年3月31日付で同省令の一部が改正され、当該施設の設置期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、本条例についても国に倣い、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」については、表を御覧ください。

改正前後の比較となっておりますが、下線部分のとおり、国と同様、改正前の「起算して5年内」という現行の定めを「令和7年3月31日まで」とするものであります。

次に、「3 施行期日」についてです。

改正条例は、公布の日から施行し、適用につきましては令和5年3月28日からと

しております。

なお、資料 2 は、改正箇所を掲載した新旧対照表となっております。

以上、議案第 90 号「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○**工藤健委員長** これより質疑を行います。御質疑ありますか。山本委員。

○**山本武朝委員** 条例の趣旨が分かりました。

ちょっと、イメージとして、具体的に分かるイメージで、地域を牽引する事業を設置していただいたということで、これは、例えば具体で挙げるとあそこですかね、浪岡で倉庫を大きく拡張した事業者でしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部長。

○**横内信満経済部長** こちらは、県の計画に基づいて県が認定して、市が協調して固定資産税を減免すると。それで、減免した固定資産税については交付税でバックされる、そういう制度になっているんですけども、県が認定した事業所については、県のほうで公表しないというルールになっておりまして、我々としても、その件に関しましては申し上げることはできません。

以上です。

○**工藤健委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 大変失礼しました。県が認定し、それは公表できないということでしたので、承知しました。

○**工藤健委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 4 号「市内の小・中学校のトイレへの生理用品配備を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 請願第 4 号「市内の小・中学校のトイレへの生理用品配備を求める請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第 4 号につきましては、児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生

活を保障するために、学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品を設置してくださいという内容であります。

小・中学校におきましては、これまでも、児童・生徒が生理用品を必要とした際にいつでも提供できるよう、返却不要の生理用品を保健室に常備し対応してきております。

請願の趣旨にあります生理用品を学校に持ってくるのを忘れたときや、急に必要になったときなどのために、各トイレに生理用品を設置することにつきましては、学校で生理用品の提供を申し出た児童・生徒について、その申出の理由が、単に忘れてきた、あるいは、急に必要となったといったことのみならず、貧困やネグレクトによる場合も想定されますことから、教育委員会では、生理用品を提供する際には、保健室等で児童・生徒との対話を通じて、本人の状況を確認・観察などしながら適切に支援しているところであります。

なお、請願の趣旨にあります五所川原市、弘前市、平川市以外の6市におきましても本市と同様に、児童・生徒との対話を通じて、本人の状況を確認・観察することなどにより、健康相談や教育相談としての役割を重視していることから、生理用品を保健室で渡していると同っております。

また、請願の趣旨には、生理のない男子の困難は把握できない、家庭などの困難を抱える子どもへのアプローチは別な方法を考えるべきとありますが、学校教育活動においては、様々な機会を捉え、児童・生徒一人一人の状況を的確に把握した上で、発達の段階に応じたきめ細やかな対応と教育的な指導が極めて大切なことであると認識しております。このことから教育委員会では、定期的なアンケート等に基づく面談や、1人1台端末による相談、あるいは健康相談などによりまして、女子児童・生徒のみならず、男子児童・生徒に対しましても、教育相談体制の充実を図っております。

さらには、児童・生徒の相談内容は多岐にわたっておりまして、教育委員会では、心身の発達や健康、性に関すること、思春期に関わることなどについての困りごとや悩みの解消などの対応におきましては、特に、児童・生徒との対話を通じた指導・支援が重要であると考えております。

したがいまして、青森市立小・中学校におきましては、生理用品を保健室等で渡すことにより適切に支援してまいりたいと考えており、請願第4号の女子トイレに設置することは考えていないところであります。

以上です。

**○工藤健委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今の御説明ですと、トイレに置かない理由になっていないと思うんです。男子も含めて平等に相談体制取っているよということと、他自治体も、保健室にもトイレにも置いているよという御説明だったと思うんですが、この本市は、青森市に置かないと判断したという理由を御説明いただけますか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

まず、他都市の状況でありますけれども、五所川原市、弘前市、平川市はトイレに置いています。それで、青森市を除く——9市でありますので、そのほかの6市においては、青森市と同様に、児童・生徒との対話を通じて、本人の状況を確認、観察することなどによって、健康相談、教育相談としての役割を重視しているので、生理用品を保健室で渡しているということでもあります。

また、先ほど御説明申し上げましたのは、我々は——学校でありますので、学校教育活動におきましては、あらゆる機会を捉えまして、児童・生徒一人一人の状況を的確に把握した上で、発達の段階に応じた対応と教育的な指導、こういったことは極めて大切であると認識しておりまして、我々は、そのあらゆる機会というものについて、やはり教員と児童・生徒が信頼関係をつくって、その中で、様々な困ったこと、そういうのに気づいて信頼関係を築き上げていくという、そういう形が教育活動においては非常に重要であると考えているので、トイレに置くのではなく、そういう機会をもってしても、やはり、その保健室の先生と対話しながら、状況をきちんと把握した上で対応すると。そういうことが重要であると考えておりますので、トイレには置かないということでもあります。

以上です。

○**工藤健委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ということは、トイレに置くと相談に来なくなるというふうに判断しているという意味なんでしょうか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 再質疑にお答えします。

来なくなるということではなくて、やはり、そういう機会も捉えて、対話を通じて、その子の困った状況であるとか——保健室の先生とかにも聞いているんですけども、養護教諭の先生からは、やはりその保健室で渡しながら本人と対話をして、そのことによって、児童・生徒の生理に関する健康相談につなげることができた、児童・生徒の生活リズムの見直しのきっかけになった、あと、学校生活についての悩みの解決につながったといった声もありますので、そういう機会もきちんと捉えて、教育相談につなげていくと。そういったことが非常に重要であると考えているものであります。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 今、教育部長からあったとおりではありますけれども、今、小学校における教科書に、性についてどのように書かれているか、ちょっと紹介させていただきたいと思いますが、思春期の体の変化っていうふうな単元がありまして、そこで、性について学びます。

初経、精通という言葉聞いたことがありますか。思春期になると、体の中でも

大人になる準備が始まり、女子には初経が、男子には精通が起こります。そして、女子に起こる変化として記載があります。女子は、思春期になると、卵巣が発達して、月に1回ほど、卵子が卵巣から子宮に運ばれます。子宮では、内側の膜が栄養分を含んだ血液などで厚くなり、しばらくしてその膜が剥がれ、血液とともに、膣から体の外に出されます。これを月経といい、初めての月経を初経といいます。そして、初経の体験談というのが載っていて、学校でおなかが少し張る感じがして、トイレに行ったとき、初経だと気づきました。いつ来るのか分からなくて、何だか怖いと思っていたけれども、学習していたので、慌てずに保健室に行きましたということが載っています。さらに、思春期になると男女の性の違いに気づきやすくなります。また、異性のことが気にかかり、好きになったり、仲よくしたいという思いが高まったりする一方で、反発し合うこともあります。このような心の変化は、自然なことですが、人によって違いがあります。そして、これが紹介の最後になりますが、性についての悩みというのが続けて教科書には記載されておりまして、皆さんの中には、自分の体の性と心の性が違う気がすると感じる人や、異性に関心が持てないと感じる人などがいるかもしれません。自分の性のことで、ほかの人と違うと感じたり、不安なことや、心配なことがあったりしたら、あなたが信頼している大人に相談してみましようというふうになっています。

学校では、このような学習をしますけれども、普通、女子児童の場合、あるいは生徒の場合も、御家庭で保護者、お母さんがこういったことの相談に乗ってくれます。ただ、どの御家庭もそういうふうなわけにはいかない場合があります。お父さんと女の子だけの家庭もありますし。学校では、こういう指導をする際に、保健室の養護教諭の先生と一緒に指導することがありますけれども、そういう子どもたちの様々な性についての不安に当たって、保健室の養護教諭の先生が対応しているということなんですね。ですから、我々としては、そういう子どもたちの悩みに対して、性に関する悩み、LGBTに関することも最後に教科書の記載でありましたけれども、そういうことも含めて相談できる専門的な方が保健室にいるということで、ぜひとも結びつきたいというふうなことであります。

そしてまた、これも教育部長の説明の中にありましたけれども、議会でも御答弁申し上げましたけれども、不登校児童・生徒が四百何人もいますし、渡部議員に御答弁しましたけれども、希死念慮がある、見守りを必要とする子どもたちも二百数十名います。そのほか、家庭の問題としては、貧困、虐待、ヤングケアラー、こういうふうな様々な問題を抱えていますので、そういう子どもたちがいるんです。そういった形では、性の問題だけでなく、保健室に行って、養護教諭の先生と話をできる、そういう機会をできるだけ持たせたい。そして、1人でも多くの子どもを救う、そういうふうなことを考えて、我々のほうでは、保健室につながると。保健室につながると、ケース会議等を用いて、学校の中で組織的に対応することもできますし、そういう不安を持つ子どもたちに多くの先生方が声がけをすることができる



というふうなこともあります。

トイレに置かなくてもいいということではなくて、我々は、こういう見守りを必要とする子どもが、もう、物すごくたくさんいて、日々闘っておりますので、1人でも多くの子どもを救う、そのために、より多くの教職員とつなげていきたい、そういうことから保健室に置きたいというふうな考えの下でやっているというふうなことであります。

取りあえず、教科書の記載から説明させていただきましたけども、学校現場においての状況についてお伝えいたしました。

以上です。

**○工藤健委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 皆さんに。

**○工藤健委員長** では、相馬委員。

**○相馬純子委員** 私も学校現場にいた人間なので、今の答弁は十分理解し、納得しているところではあります。

ただ、養護教諭の先生方、子どもたちに向き合ったり寄り添ったりする方が多いんですけども、必ずしもそういう方ばかりではないというのも、現場にいた人間としては、ちょっと感じているところです。

保健室に行けるお子さんは、いいと思うんです。貧困などで生理用品が準備できないという家庭のお子さんは、やはり、自己肯定感がかなり低い。自己肯定感が低いと、誰かに自分の苦しさを相談するとか、話をするっていうことすら、なかなか厳しいものがある。そういうお子さんも、先生方とつながって信頼関係を築いて、いい方向に導いていくのが、学校教育の一番大事な在り方だとは思いますが、その行けないお子さん——実態としてどれくらいいるのかというのは、教育委員会のほうでも、私も、つかんではいけませんけれども、やはり、いないわけではないかという気がします。

それで、私とその立場の中学生だったとしたら、多分、体調不良で欠席するという道を選ぶと思うんです。保健室で先生方とつながって、信頼関係を築いて、自分のありようを改善していくというお子さんは、保健室に行っていると思うんですけども、そうじゃないお子さんがいるかもしれないというので、トイレに設置するのと同様進行に、保健室に常備するというやり方を取っていただきたいと思うんです。トイレに設置してくださいということにはなるんですけども、それで救われる生徒さん、子どもさん、いると思うんですね。

教育委員会で御答弁された内容は正しいと思います。やはり、先生方とつながって、人と人の中で自分の課題を解決していく、それが学校教育ですから。

ただ、行けない子がいるかもしれないというので、今の対応プラス、ここのトイレには置くよという場所を設けていただきたいと思います。

検討していただく余地はないでしょうか。

**○工藤健委員長** 教育長。

**○工藤裕司教育長** まず、養護教諭の先生が、全てはそうではないというふうな御意見がありましたけれども、我々は決してそうとは思っておりませんで、きちっと子どもが来れば対応していると思っておりますが、仮に、議員の耳にそのようなことが入っているのであれば、そのことを学校現場にお伝えして、再度きちっとやるようにしたいと思えます。

そしてまた、言い出せない子どもがいるというふうなことでありましたけれども、子どもは様々おりますので、言い出せない子どももいるかもしれませんが、基本的に、例えば小学校5年生・6年生、中学生になったら、自分の思いをきちんと伝えることが、やはり、我々教育をする者の、そういうことをできるようにする、これが我々の務めだというふうに思っております。この子どもたちが、高校入試で面接をして、あるいは就職する子どもは面接をして、そして社会に出ていくわけです。そういった中で、自分の思いをきちっと伝えていくというふうな力をつけてやるのは、我々の務めだというふうに思っております。

ですから、一般的には、そのような力を備えるために、子どもたちに指導、支援をしていきたいと思えますし、言い出せないなというふうな子どもに関しては、先般、定例会でも答弁しましたけれども、寄り添って、先生のほうから声をかけて、コミュニケーションを取っていくと。そういうふうな形を取っていきたいというふうに考えていますし、現に、そのようにやっています。

それだけの危機感が、さっき言ったように、不登校、いじめの問題、さらには、見守りが必要な子ども、そういった危機感が学校現場にはありますので、できるだけ見逃さないようにやっていくというふうなことで現対応を進めていきたいと思っております。

議員から今いただいた御意見は、御意見として受け止めたいというふうに思えます。

私からは以上です。

**○工藤健委員長** 相馬委員。

**○相馬純子委員** 自分の状況を、自分の言葉にして、相手に伝える力を培う。それも大事なことだとは思いますが、ただ、思春期ですので、非常に難しい、それがなかなか厳しいお子さんも、やはり、クラスのある一定程度はいると思うんです。こちらから語りかけたりしても、泣くばかりで、どうしたかを言えない子どももやはりいますので、女子トイレの全てに生理用品を設置しろとは言いませんけれども、やはり、言い出せない苦しい子どもがいるという想定で、1か所でも2か所でもいいので、ここに行くと先生に断らなくても生理用品がある、その安心を、もしかしたらいるかもしれないその子に、ぜひ与えていただきたいと思えます。

御検討方よろしく申し上げます。要望です。

**○工藤健委員長** 小熊委員。

**○小熊ひと美委員** 学校現場の方々の思いというのは本当によく分かります。相談できないことを、力をつけて相談できるようにするためにというの分かりますが、私は、この議論というの、ちょっと違った見方でも見れるかなというふうに思うんですけれども。

男性の方には分からないかと思えますけれども、想像する、してほしいと思えますけれども、女性にすれば、生理が来るのは当たり前で、学校にトイレットペーパーが常備されているように、本当に困ったときに、すぐに生理用品が手に取れる、こういう状況になるのは本当に、普通にいいことだと思っています。

それで、そのために、授業中に例えば、あ、生理になったなと思って、トイレに行って、すぐにも手当てしなければならぬわけですが、それで保健室に行くと、今の話を聞くと、いろいろ家庭の状況とかお話ししたりとか、困っている状況というのを聞いたりということでしたけれども、それよりも早くその手当てをしたいという気持ち強いんじゃないかなと。ちょっと現実的に考えると、今は保健室に行って取りにいつているんだと思えますけれども、普通にトイレに生理用品があれば、もう、何のことはない、すぐに自分で手当てできる、そういうふうに、トイレットペーパーと同じように考えることはできないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

相談できない子に対する対応というのはまた別に、ここに書いてあるように、別に考えればいいと思えますし、そういう機会がたくさんあればいいとは思いますが、生理用品で試すようなこととか、ちょっとハードル高くするようなことは、あまりよろしくないのではないかと私は感じます。

**○工藤健委員長** ほかに御意見ありますか。山本委員。

**○山本武朝委員** 相馬委員も、小熊委員の話も本当にそのとおりだなと思えます。単純に言えば私も、生理用品、ないよりはトイレにあったほうがいいかなとは思っていたんですけれども、今日の教育委員会の熱い思いの説明で、やっぱり、より様々な子どもの置かれた状況を、健康相談、教育相談、貧困、ネグレクトを含めてその役割を果たしたいという保健室の養護教諭の思いが、非常に熱意あるものを感じた次第であります。

1つの学校に1か所だけ、あそこには生理用品置いてあるよと。相馬委員のこのアイデアもいいなと思ひまして。よく、今おっしゃったように、トイレットペーパーと同じようにあると。これ、また一見そのように思うんですけれども、そうなのかなと。まあ、だけど、緊急性を要するからそうなんだろうと思うんですけれども、同じように、だから置いたほうがいいという、ちょっとそういう短絡ではないほうが、私はいいいのかなというふうに思ひまして、本当に微妙で、どちらも意味で正論なのかなと正直に言ひて感じた次第です。

ただ、やはり、様々な見守りが必要なお子さんを、より広く相談を受け入れる体制、また、逆に今日のお話を聞いて、保健室が生理用品を忘れたことも含めて、養

護教員がもっとこう、本当に気軽に子どもたちが、様々な体調も含め、いろんなことで、もっと気軽に、担任の先生と同じぐらい気軽に、保健室に子どもたちが気軽に来てもらえる環境というのがとても大事だなと感じました。

自分の意見なんですけれども、私は、保健室で様々な子どもたちの状況を把握したいということで、この今回の請願には、すみませんが、反対させていただきます。

**○工藤健委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤健委員長** なければ、質疑はこれで終了いたします。

これより採決いたします。

本請願については、不採択とすべきとの御意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○工藤健委員長** 起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会においての本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○工藤健委員長** では、次に報告事項に入ります。

初めに、「農業振興センター施設開放デーの開催について」報告を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 令和5年度農業振興センター施設開放デーの開催について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

この施設開放デーにつきましては、市民の皆様にも、農業振興センターの施設並びに業務を紹介しながら、地元で生産される農産物の販売や収穫体験などを通じて、農業に触れ合い、農業に対する理解を深めていただくとともに市内産農産物をPRするため開催しており、今年で36回目の開催となります。

本年は、8月11日金曜日、山の日で祝日となっておりますが、この日に開催することとしております。主な内容であります。後潟児童館太鼓クラブによる和太鼓演奏、農業振興センター圃場で栽培した野菜の親子収穫体験、あおもりマルシェ実行委員会からの出店による野菜、花、軽食等の販売、藍染めやバレイショ収穫体験、場内を巡るスタンプラリーなどを用意させていただいております。

開催の御案内は、「広報あおもり」8月1日号及び市のホームページでお知らせす

るほか、農協さんや各施設へポスターを掲示し、PRしてまいります。

委員の皆様をはじめ、多くの市民の方々に御来場いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○工藤健委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

そのほか理事者側から報告事項などありますか。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** まず、資料を配付したいと思いますけれども、許可をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

**○工藤健委員長** はい、どうぞ。お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 草刈り作業による事故について御報告いたします。

資料「事故の報告について」を御覧いただきたいと思います。と存じます。

事故の概要についてでありますけれども、令和5年7月4日、市職員が新城小学校敷地内の草刈りを実施した際に、草刈り機が小石をはじいて近くに駐車しておりました自動車に当たり、助手席側窓ガラスを損傷させたものであります。

教育委員会では、学校からの当該事故報告を受けまして、相手方の被害の状況等について調査すること、また、教育委員会が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険の適用内容について確認することなど、示談交渉に係る作業を進めているところであります。

なお、教育委員会では、このたびの事故を受けまして、全ての小・中学校に対して、草刈り作業を行う際は飛び石等の事故防止を徹底するよう指導したところであります。

説明は以上でございます。

**○工藤健委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見はありますか。山本委員。

**○山本武朝委員** すごい破壊力ですね。この写真を見てびっくりしたんですけれども。

今、草刈りは、学校に限らず、各町会の公園をはじめ非常に行われておりますので、万全に配慮して草刈りをしなければいけないと思います。全ての学校にその安全配慮を通達したということですが、草を刈って、危ないからといって、何か、コンパネをこうやって、まあ、周りに、近くにいないようにという確認だと思うんですけれども。

もう一つ大事な点で、公園の草刈りでもそうなんですけれども、必ず小石とか、もっとひどい場合、刃の破片が飛んでいると、とても危ないので、草刈りをしてい

る方は、自分の目に透明な眼鏡とかをしているのでしょうか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

基本的にはそのような対応を取っているところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 山本委員、よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** また、委員の皆さんから、御意見はありますか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 教育委員会へ。報道されている転落事故など、その後、やっぱり皆さん心配しているので、可能な範囲で御報告いただきたいんですが。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 先般、7月6日だったと思いますが、市内中学校において、男性が転落する事故があったというふうなことについての御質疑ですけれども、まず、当該の事案に関わって御心配をおかけしたことをおわび申し上げたいと思います。

当日、常任委員の皆様には第一報をお伝えしたところでありますけれども、その後、男性は救急搬送されまして、現在、入院・治療中というふうなことであります。

当日、その学校におきましては、子どもたちに、その状況について伝え、子どもたちを通して保護者に伝えるようにというふうなことで伝達したところであります。そのことによって、体調不良というふうな子どもはいませんでしたけれども、心配な子どもにはスクールカウンセラー等で対応したところであります。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 万徳委員、よろしいですか。

〔万徳なお子委員「はい」と呼ぶ〕

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、この際、私から申し上げますが、本委員会の視察についてでありますけれども、先般、事務局を通してお知らせしておりますとおり、10月25日水曜日から27日金曜日までの日程で、長崎県長崎市及び宮崎県宮崎市での行政視察を実施いたしますので、委員の皆様におかれましては、何とぞよろしく願います。視察項目も、調べておいていただければと思います。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )